平成２８年（フ）第６１８号
大阪市西成区岸里東１丁目３番15　昌栄マンション308号、住民票上の住所京都市西京区山田南町14番地の４
破産者　山口　良博
１　決定年月日　平成29年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９４０号
千葉県松戸市新松戸３丁目328番地　新松戸南パークハウス管理人室
破産者　石橋　　章
１　決定年月日　平成29年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３１０号
奈良県生駒市東松ヶ丘２番13号　稲田文化201
破産者　角野　周治
１　決定年月日　平成29年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１１８号
長崎県大村市松山町604番地１、旧住所長崎県大村市上諏訪町1401番地１
破産者　松崎　王洋
１　決定年月日　平成29年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１２５号
茨城県土浦市下坂田2033番地25
破産者　豊﨑　祐二
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第４１６号
さいたま市浦和区岸町４丁目14番12号　メゾン・デザール207号
破産者　長谷川貞夫
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２４号
大阪府和泉市富秋町３丁目７番32―201号
破産者　西川　恵理（旧姓吉田）
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第７２号
福岡県久留米市東合川８丁目８番22号　久留米記念病院内、住民票上の住所福岡県久留米市東合川１丁目５番24号、前住所　福岡県久留米市通町372番地１
破産者　上村　幸弘
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第３７５号
川崎市高津区坂戸２丁目18番６―205号
破産者　村上　　健
１　決定年月日　平成29年１月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１６２１号
愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面73番地３　アトリオＡ103号、従前の住所愛知県知多郡美浜町大字北方字東側８番地１
破産者　本田　修治
１　決定年月日　平成29年１月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６２２号
愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面73番地３　アトリオＡ103号、従前の住所愛知県知多郡美浜町大字北方字東側８番地１
破産者　本田　晶代
１　決定年月日　平成29年１月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５１号
名古屋市北区中味鋺１丁目723番地　サープラスあじま103号
破産者　細野　純一
１　決定年月日　平成29年１月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３７号
愛知県豊田市御幸本町３丁目79番地　エルグランデ豊田702号
破産者　金丸　　悟
１　決定年月日　平成29年１月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３１９号
愛知県岡崎市藪田１丁目19番地28　コーポ内田201、前住所愛知県豊田市平芝町７丁目22番地６　かつやビル301号
破産者　西岡　克紀
１　決定年月日　平成29年１月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
愛知県みよし市園原３丁目３番地３　リオン園原Ｉ棟101号、開始決定時の住所愛知県みよし市三好町塩田74番地１
破産者　坂　　龍彦
１　決定年月日　平成29年１月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３１５号
兵庫県宝塚市中山桜台７丁目10番11号
破産者　三木　尊道
１　決定年月日　平成29年１月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部